

## 山鹿市条例第33号

### 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

山鹿市農業集落排水処理施設条例（平成17年山鹿市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条第1項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者（以下「他市町村指定工事店」という。）に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第3項中「指定工事店」の次に「及び他市町村指定店」を加える。

第15条及び第16条を次のように改める。

#### （使用料の徴収）

第15条 下水道条例第21条の規定は、排水処理施設に係る使用料の徴収について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第4項中「公共下水道」とあるのは、「排水処理施設」と読み替えるものとする。

#### （使用料の算定方法）

第16条 下水道条例第22条の規定は、排水処理施設に係る使用料の算定方法について準用する。この場合において、同条中「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と、同条第2項第4号中「冰雪製造業その他の営業で、その営業」とあるのは「農業用水その他の生産活動又は営業で、その生産活動又は営業」と読み替えるものとする。

第20条第6号中「第16条第3号」を「第16条において準用する下水道条例第22条第2項第4号（同条第3項第2号の規定により、同条第2項第4号の規定を適用する場合を含む。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

#### （計測装置の設置に係る使用料の算定方法の特例）

5 下水道条例附則第8項の規定は、計測装置（水道水以外の水に係る使用水量を把握するために市長が取り付ける当該水の使用水量を計測する装置をいう。）の設置に係る使用料の算定方法の特例について準用する。この場合において、同項中「第22条第2項第2号イ又は第3号イ」とあるのは「第16条において準用する下水道条例第22条第2項第2号イ又は第3号イ」と、「山鹿市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年山鹿市条例第32号）による改正前の山鹿市下水道条例第22条及び別表第1又は別表第2」とあるのは「山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（令和7年山鹿市条例第32号）による改正前の山鹿市農業集落排水処理施設条例第15条及び第16条並びに別表第2又は別表第3」と読み替えるものとする。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、改正後の第15条、第16条及び附則第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。